

中国における沿岸・海洋管理の動向

NEW TRENDS IN COASTAL AND MARINE MANAGEMENT IN CHINA

翟国方¹・鈴木武²

Guofang ZHAI and Takeshi SUZUKI

¹博士(都市・地域計画学) 国土交通省国土技術政策総合研究所沿岸海洋研究部沿岸域システム研究室
(〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1)

²正会員 工博 国土交通省国土技術政策総合研究所沿岸海洋研究部沿岸域システム研究室
(〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1)

This paper reviews the past, present and future of the coastal and marine management in China through internet exploring and researcher interviews. The results show that the coastal and marine management in China is rapidly being improved recently despite of its short history of no more than 30 years. The largest characteristics of current coastal and marine management in China are the separation of the ownership and use rights of coastal and marine areas, and implementation of charge for coastal and marine uses that is based on a market mechanism. New trends in coastal and marine management in China lie in administrative collaboration, legal integration, IT application and public participation to reach good governance of coast and marine areas. All that are done in China are regarded good experiences and could provide important clues for integrated coastal and marine management in Japan.

Key Words : coastal management, development, regulation system, historical perspective, China

1. はじめに

1992年の地球サミットで採択された行動計画アジェンダ21¹⁾以後, 国際的に, 沿岸域の統合管理や持続可能な開発に対する取り組みが盛んになっている。特に, 2002年にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発世界サミットではWSSD (World Summit on Sustainable Development)²⁾実施計画が発表され, 海洋の総合管理, 海洋環境の保護・保全と持続可能な開発に関する基本理念が出された。東アジアでも海洋の持続可能な開発において政府間及び非政府間で活発な協議が東アジア海洋会議 (The East Asian Seas Congress) などの場で行われている。

中国は, 近年著しい経済発展を遂げ, これに伴い海洋環境へのインパクトも増している。中国も海洋管理政策に種々取り組んできた。特に近年の取り組みは, 日本では幾つかの側面からの紹介 (例えば, 李・姿の研究³⁾) はあるが, 系統的にまだ紹介されていない。本報告の主な目的は, 中国における沿岸域の経済開発および沿岸域の管理制度における歴史, 直近の動向, そして今後の方向性を文献整理などにより系統的に整理していくことである。それによって, 沿岸域の利用の最適化と今後の沿岸域管理のありべき戦略を検討するための参考情報を提供する。

2. 中国の沿岸・海洋の特徴

中国は, 海岸線18,000km, そのうち, 深水海岸線 (1万ton以上の船が停泊できる港湾を建造できる海岸線を指す) 400km余りを有している。中国の沿岸・海洋は, 熱帯と亜熱帯と温帯を跨り, 豊かな資源を持っている。具体的には, 2万以上種類の海洋生物 (そのうち, 海洋魚介類3000余), 約240億tonの海洋石油資源, 約14兆m³の天然ガス資源, 約31億tonの海砂資源, 6.3億kwの再生可能な海洋エネルギー, 380万haの干潟面積, 約12.4万km²の水深0~15mの浅海域面積を持つ。また, 海洋産業も著しく発展してきた。海洋漁業量や海洋製塩量はすでに世界一, 造船業は世界第三位, 港湾数・取扱量および海浜観光業は世界トップクラスとなっている。2000年の主な海洋産業の生産高の増加額は2,297億元に達し, 全国GDPの2.6%, 沿岸11省 (自治区, 直轄市) のGDPの4.2%を占めている^{4), 5)}。

しかし, 沿岸域における統合的な開発・管理はまだ十分になされていない。具体的には, 海洋産業の技術水準が低いこと, 海域環境悪化や近海漁業資源開発などで一部の海洋生物が絶滅に瀕していること, 開発秩序が混乱していること, 資源の基礎データが不明確であること, 海洋経済発展のインフラおよび

技術設備が遅れていることが問題として挙げられている。

2005年中国海洋環境質量公報⁶⁾によると、沿岸域の海洋環境は依然として緊迫している。主な区域は、遼東湾、渤海湾、長江口、杭州湾、江蘇省沿岸域、珠江口及び大中規模都市の沿岸域などである（図-1）。



図-1 2005年中国の各海域の汚染状況⁶⁾

ここでは、汚染のない海域（中国語で清潔海域）とは、国家海水水質基準の第1類海水の水質を満たし、海洋漁業や海上自然保護区や絶滅に瀕している動植物の保護区に適用できる海域。比較的汚染の少ない海域（較清潔海域）とは、比較的清潔な海域で、国家海水水質基準の第2類海水の水質を満たし、水産養殖、海水浴、海上スポーツ及び食品に関わる工業用水に適する海域。軽度の汚染がある海域（軽度汚染海域）とは、国家海水水質基準の第3類海水の水質を満たし、一般工業用水に適する海域。中度の汚染がある海域（中度汚染海域）とは、国家海水水質基準の第4類海水の水質を満たし、港湾及び海洋開発用のみに適用する海域。重度の汚染がある海域（嚴重汚染海域）とは、非常に汚染され、国家海水水質基準の第4類海水の水質を満たさない海域である。

全国的に、海洋の汚染面積は2003年～2005年でそれぞれ14.2万km²、16.9万km²、13.9万km²と横ばいになっているが、その中の嚴重汚染海域の割合

は増加している（図-2）。換言すれば、面積的には横ばいであるが、その汚染の程度は悪化している。

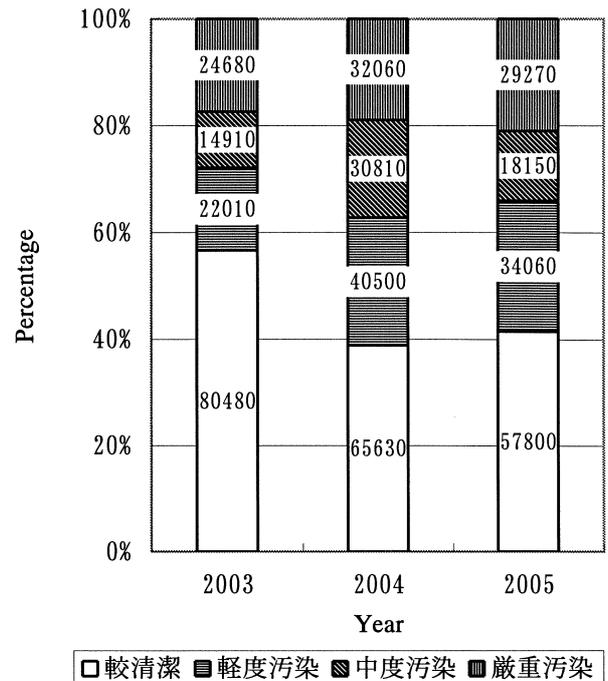


図-2 中国海洋汚染の現状（単位：km²）

3. 沿岸・海洋管理の変化

中国の沿岸域管理の変化は、行政管理組織と法整備との二つの側面から見る事ができる。行政管理組織においては、表-1に示されるように、1958年に近海調査のため国家科学技術委員会に海洋組が設立された。1964年に国務院（政府）直轄の国家海洋局に改められた。主な業務は、近海調査・研究であった。

表-1 中国の海洋管理組織の推移

年	組織名	基本業務
1958	国家科学委員会 海洋組	近海調査・研究
1964	国家海洋局（国務院直轄）	近海調査・研究
1983	国家海洋局（国務院直轄）	海洋環境モニタリング・管理を加える
1998	国家海洋局（国土資源部管理の 外局） 副部級	海域管理・海洋環境モニタリング・管理

1980年後、改革・開放政策による経済発展に伴って、海洋環境問題が顕著となり、沿岸・海洋にかかわる業務は多様化した。1983年に国家海洋局（国務院直轄、副部級）の業務を見直し、海洋環境モニタリング・管理などを新たに加えた。

1998 年以後は、国家行政システム改革の一環として、国家海洋局が、地質鉱産部と国家土地管理局と国家測繪局と統合整理され、国土資源部にある二つの外局（国家海洋局、国家測繪局）のうちの一つとなっている。本局の事務組織としては、弁公室（大臣官房に相当）、政策法律・企画司、海域管理司、海洋環境管理司、科学技術司、国際交流司がある。また、各海域に国家海洋局の出先機関として、北海分局と東海分局と南海分局があり、それぞれの海域の管理などに当たっている。なお、国家海洋局に対応する形で、沿岸域の各省も海洋管理局や海洋・漁業管理局という部局をもち、国家海洋局の指

導を受けながら、各省の海岸・海洋の開発・管理を実施している。

沿岸・海洋の開発に伴って、沿岸・海洋における法整備も着々進められてきた（表-2）。1980 年から 1990 年代まで海洋環境および海洋資源の保護法の整備、今世紀に入ってから、主に沿岸・海洋の統合的開発・管理についての法整備という特徴がみられる。もうひとつの特徴は、沿岸域の各省もしくは各市が、国レベルの法制度の下で独自に沿岸域計画・管理の条例制定を活発に行っている。両者は互いに補完する形で統合的沿岸域管理を目指している。

表-2 中国における沿岸域管理の主な法制度

1958年9月4日	中華人民共和国政府領海における声明
1982年1月30日	中華人民共和国海洋石油資源における国際協力開発条例(2001年9月23日改正)
1982年8月23日	中華人民共和国海洋海洋環境保護法(1999年12月25日改正)
1983年9月2日	中華人民共和国海上交通安全法
1983年12月29日	中華人民共和国海洋石油勘探開発における環境管理条例
1983年12月29日	中華人民共和国海域船舶汚染防止における管理条例
1985年3月6日	中華人民共和国廃棄物の海洋投棄に関する管理条例
1986年1月20日	中華人民共和国漁業法(2000年10月31日改正)
1986年3月19日	中華人民共和国鉱産資源法(1996年8月29日改正)
1988年5月18日	中華人民共和国拆船汚染防止における環境管理条例
1989年2月11日	海底ケーブルチャネル設置における管理規定
1990年5月25日	中華人民共和国海岸建設工事による海洋汚染防止に関する環境管理条例
1990年5月25日	中華人民共和国陸源汚染物による海洋汚染被害防止に関する環境管理条例
1992年2月25日	中華人民共和国領海及毗連区法
1996年5月15日	全国人民代表大会常務委員会《联合国海洋法公約》を批准する決定
1996年6月18日	中華人民共和国海洋科学における国際共同研究に関する管理規定
1998年6月29日	中華人民共和国専属経済区及大陸架法
2001年10月27日	中華人民共和国海域使用管理法
2001年11月14日	渤海碧海行動計劃（国家環境保護総局）
2003年 7月1日	無居民海島保護与利用管理規定
2003年11月14日	廃棄物投棄区域管理に関する暫行規定
2003年	全国海洋經濟發展計画綱要
2005年	海水利用プロジェクト計画（国家發展和改革委員会、国家海洋局、財政部聯合發布）

4. 中国の沿岸域範囲

中国の沿岸域(中国語で海岸帯)の範囲は、一般に中国が 80 年代初に行った沿岸域における総合調査での定義がよく使われている。ちなみに、海岸線から陸側は 10km、海側は-10m~-15m の等深線までの範囲である（表-3）。この定義によると、中国の沿岸域の面積は、約 35 万 km²、中国の国土面積の 2.9% を占める⁹⁾。

しかし、今実施されている「中国近海海洋総合調査および評価」（以下、908 専項という）では、海岸線から陸側 5km、海側 1km の範囲を使っている⁷⁾。また、「渤海碧海行動計劃」⁸⁾や、今策定中の「碧海行動計劃」⁹⁾は、沿岸海域の環境保護の重点地域として、海岸線から陸側が数 km、海側が一般

に 12 海里までの範囲を指している。

なお、同じ地方政府の中でも、その範囲は異なっている。例えば、山東省の沿岸域計画¹⁰⁾の定義では、沿岸域は海岸線から陸側が原則少なくとも 2km、海側が 10 海里までの範囲とされている。また、「山東省海洋功能区劃（山東省海洋利用ゾーニング）」¹¹⁾では、沿岸域は海岸線から陸側が 1~5km、海側が 10 海里までの範囲と定義されている。山東省青島市海岸帯規劃管理規定（青島市沿岸域計画管理条例）¹²⁾では、沿岸域は、非市街地では沿岸域を陸側が 1km、海側が 10 海里までの、市街地の陸側では海に最も近い幹線道路までの範囲、等々と具体的に定義されている。したがって、中国国内でも、計画や管理などの目的や地域によって沿岸域の地理的範囲が異なっている。

表-3 中国における沿岸域の範囲

目的	沿岸域範囲		実施機関
	陸側	海側	
1980年代の沿岸域における資源の総合調査	10km	-10m～-15mの等深線	国家科学委員会・国家海洋局
21世紀初期の近海海洋総合調査	5km	1km	国家海洋局
海洋環境保護実施行動計画	数 km	12 海里	国家環境保護総局
山東省の沿岸域計画	2km	10 海里	山東省人民政府
山東省海洋利用ゾーニング	1～5km	10 海里	山東省人民政府
山東省青島市沿岸域管理	市街地： 海に最も近い幹線道路まで 非市街地： 1km	10 海里	青島市人民政府

5. 中国の沿岸・海洋管理の現状

豊潤な土壌、豊富な水産資源や鉱物資源を有し、生態的、社会経済的価値の高い中国の沿岸域は、古来より人口の集積が進み、海上交通の拠点として、また、水産業や農業・工業・物流・レクリエーションなどの場として利用・開発され、人々の暮らしを支えてきた。その管理にもほぼ中央官庁のすべてが関わっているが、海域においては、軍以外の主要な管理官庁は、国家海洋局、交通部及び農業部である（表-4）。海洋の使用権管理、海洋の開発・利用、海洋の環境保護に関する業務は、主にこの三つの官庁で分担され、具体的には「中華人民共和国海域使用管理法」、「中華人民共和国海洋環境保護法」、「中華人民共和国漁業法」、「中華人民共和国水上交通安全法」などの法律で定められている。

（1）海域使用管理

1980年代後半から、中国の著しい経済発展につれて、海域利用ニーズの増加に伴う海域利用の無秩序化と社会的摩擦の増大が顕著化している。海洋資源の合理的・持続的な利用を実現し、国家の海域所有権及び機関や住民の海域使用権を保障するために、2001年10月に「中華人民共和国海域使用管理法」（以下、海域管理法という）が制定され、2002年1月1日に発効した。国家海洋局は、海域管理の責任機関となっている。

海域管理法は、8章54条からなる。すなわち、総則、海域機能区分（ゾーニング）、海域使用の申請と許可、海域使用権、海域使用料、管理執行、法律責任、附則、の8章にわたって、中国の海域の所有権と使用権の管理枠組みを決める。海域管理法の大

きな特徴は3点あると思われる。

表-4 中国における沿岸・海洋管理の現状

業務	法律根拠	主管機関
海域管理	「中華人民共和国海域使用管理法」	国家海洋局
海洋開発	「中華人民共和国漁業法」、「中華人民共和国水上交通安全法」、等々	農業部、交通部、海軍、等々
海洋環境管理	「中華人民共和国海洋環境保護法」	国家環境保護総局、国家海洋局、農業部、交通部、海軍、等々

一点目は、海域の所有権と使用権の分離であり、土地の所有権と同じように、海域の所有権が国家にあることをはじめて宣言した。しかし、海域を使用する際に、国に海域使用申請をすれば、一定の手続きを経て海域の使用権を得られる。この発想は、海域が土地資源の延長であり、海域管理も土地利用管理と整合すべきと考えていることが伺われる。これも国家海洋局が国土資源部の外局とされた主な理由だと考えられる。しかし、所有権と使用権の分離により、海洋資源の過度な使用による海洋環境破壊の恐れが生じるという問題もある。

二点目は、海域の使用権の市場化及び市場メカニズムによる海域管理の試みである。それは、海域が資源であり、その使用権に付加価値があるため、国防や公益事業などの特別の事情を除いて、使用権の取得・委譲をできるだけ市場メカニズムで行うということである。2005年までは、中国全国で授与された海域使用権証書は31,979件、許可された海域面積は95.2万haである。そのうち、国家海洋局では、海域使用権証書284件の授与、海域面積5.08万haの許可を行っている。また、2005年度は、中国全国で授与された海域使用権証書6,887件、許可された海域面積27.25万haに対して、徴収された海域使用料は10.5億元である¹³⁾。

三点目は、海洋管理のゾーニング制度。ゾーニングを行う際に考慮すべき原則は次の五つである。①海域の位置や自然資源や自然環境などの自然属性を考え、海域の機能を科学的に決めること。②社会経済的発展のニーズに合わせ、海域の使用を統合的に配分すること。③生態系を保護・改善し、海域の持続可能な発展を保障し、海洋経済の発展を促進すること。④海上交通安全を保障すること。⑤国防安全を保障し、軍事のニーズを確保すること。

海洋ゾーニング管理は、全国レベル、省（日本の県に相当する行政単位）レベル、市・県レベルというスケールで階層的に行われる。

（2）海洋環境管理

1982年8月23日に公布され、1999年に改定された「中華人民共和国海洋環境保護法」（以下、海洋環境保護法という）は、10章から構成される。ちなみに、第1章総則、第2章海洋環境監督管理、第3章海洋生態保護、第4章陸源由来汚染物の海洋環境への汚染被害の防止、第5章海岸建設事業の海洋環境への汚染被害の防止、第6章海洋建設事業の海洋環境への汚染被害の防止、第7章廃棄物の海洋投棄による海洋環境への汚染被害の防止、第8章船舶及びその関連作業による海洋環境への汚染被害の防止、第9章法律責任、第10章附則。

海洋環境保護法の章立てから分かるように、海洋環境への汚染源は多種多様であるため、海洋環境保護法の第4条で示されるように、いくつかの官庁が連携しながら、海洋環境管理を行っている。国家環境保護総局は、中国全国の環境保護管理を主管機関として、海洋環境の管理業務には指導・調整・監督の責任を持ち、陸源由来の汚染物の排出管理を行うこととし、国家海洋局は、海洋環境を管理・監督し、海洋環境の調査、モニタリング、評価及び研究を実施し、海洋建設事業及び廃棄物海洋投棄による海洋環境への汚染被害防止を行うことになっている。

国家海事行政機関（交通部）は、管轄港湾海域内の非軍事船舶及び管轄港湾海域外の非漁業・非軍事船舶による海洋環境への汚染を監督・管理する業務を負い、海洋環境汚染事故を処理する。また、中国の管轄海域で海洋環境汚染事故を起こした外国籍船舶に対しての取調べや処分を行う。船舶による汚染事故が漁業に損害を与えた場合は、漁業行政管理機関（農業部）と連携して調査・処理を行う。

国家漁業行政機関（農業部）は、漁港海域内の非軍事船舶及び漁港海域外漁業船舶による海洋環境への汚染を監督・管理し、漁業海域の生態系を保護する。また、漁業汚染事故を調査・処理する。軍隊の環境保護部門は、軍事船舶による海洋環境汚染を監督管理し、汚染事故を素早く調査・処理する。

（3）全国近海海洋総合調査及び評価（908専項）

中国は、1949年建国後、これまでは2回の島嶼調査を含めて近海海洋調査を4回実施した。しかし、1950年代末と1980年代初期の全国海洋センサスの結果は当時の社会技術水準などの制約で現在中国の社会経済発展のニーズに合わないため、現在5回目の海洋調査（908専項）を行うことにした（表-5）。その背景は、一つ目は、その遅れた調査技術で得た資料の精度が低く、データ数量が少ない。二つ目は、調査した海域は沿岸域に集中しすぎ、中国の近海海域の40%でしかない。三つ目は、1980年代初期の近海海洋調査以来、すでに20年以上過ぎた。この間、中国の近海の資源や環境の状況は大きく変わり、その調査結果は中国の現在の海洋環境を正確に反映していない。四つ目は、海洋の資源や環境の質が近年大きく低下し、優れた海洋管理のために海洋の資源や環境の正確な情報が強く求められているというこ

とである。

表-5 中国近海海洋総合調査

調査名称	調査目的	時期
全国海洋総合調査	海洋センサス	1958-1960
沿岸主要島嶼調査	島嶼調査	1974-1976
全国沿岸域及び干潟資源総合調査	海洋センサス	1980-1986
全国海島資源総合調査	島嶼調査	1988-1995
全国近海海洋総合調査及び評価	海洋センサス	2004-2009

908専項とは、2003年9月に温家宝総理が同意と決意をした「全国近海海洋総合調査と評価専項」のことである。908専項は、調査総費用が19.8億元（300億円弱）で、2004年から5年間実施する国家海洋調査プロジェクトである。ちなみに、2004年は準備・スタート、2004年～2007年は近海海洋総合調査、2005年～2008年は近海海洋総合評価、2005年～2009年は近海デジタル海洋情報プロトコール構築、2009年はまとめというスケジュールである¹⁴⁾。この成果は、今後の沿岸・海洋管理政策を策定するときの基礎となる。

6. 沿岸・海洋管理の問題点と今後の動向

中国の沿岸・海洋管理に今後どう取り組んでいくのかは、重点的施策（例えば、海洋ゾーニング計画及び総合的海洋開発保護計画、経済的原理に基づいた海域管理、空中・海上・沿岸を一体化した多機能の沿岸・海洋管理システムの形成）の強化以外は、主に以下の点で考えているようである。

（1）海域使用权の管理と海洋環境管理との連携

海域使用管理法により、海域の使用权管理はできている。しかし、使用权を管理する省庁（国家海洋局）と、海域を使用して活動を行う機関、また、汚濁負荷量を出している機関を管理する省庁（例えば、交通部、農業部）との間での連携が充分に行われていない。そこで、沿岸・海洋管理に関して中央省庁間の協調・調整・連携を図る「中国海洋管理委員会」の設置が提案されている¹⁵⁾。

（2）法制度の整備を完全化

1980年代のゼロからの法整備は、重要な管理課題への緊急対応として急ピッチで進んできた。しかし、海洋管理における法体系はまだ確立されていない。まずは、国連の「国連海洋法公約」(United Nations Convention on the Law of the Sea)¹⁶⁾と整合した「国家海洋法」の制定により、中国の統合的沿岸・海洋管理における基本法が確立される。そして、「国家海洋法」の下で、「海島法」、「海岸帯管理法」な

どが制定される。同時に、個々の法の間の整合性を図りながら、既存法の改定も行われる。また、施行された法の条例化や省令化も急がれている。

(3) 海洋管理情報システムによる海洋資源・環境のモニタリング・評価の高度化

リモートセンシングやコンピューターシミュレーションや情報処理技術などを利用することにより、既存の海洋観測設備及びシステムを改善し、海洋災害の早期警報能力を高め、高潮や海洋赤潮や海洋油流出や海洋ウイルスなどの環境・災害の高精度のモニタリング・警報システムを確立する。同時に、沿岸域にあるポイント汚染源や油流出などに対して特定モニタリングを実施する。

(4) 沿岸海洋開発・保護への住民参加と情報開示

沿岸・海洋管理には、優れたガバナンス (Good Governance) が求められている。優れたガバナンスとは、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)¹⁷⁾が、参加性が高く、透明で、説明責任があり、法律に準拠し、効果的で公平なものであるとしている。優れたガバナンスの原則に照らしてみると、課題が大いにあることが分かる。これを完全に解決するのは政治システム改革に関わるため、優れたガバナンスを達成しようとすることは、中国では最重要の長期課題である¹⁸⁾。

以上の分析により、中国の沿岸・海洋管理は統合が進んでいること、法制度の整備が着々進んでいること、経済的原理に基づいて沿岸・海洋管理を合理化していること、IT技術を活用した沿岸・海洋管理システムで管理技術を高めていること、中央政府と地方政府と住民とが連携して沿岸・海洋の利用・保護に取り組んでいること、などが分かった。

7. 終わりに

本論文は、中国の沿岸・海洋管理の変遷・現状・今後の動向を調べ、幾つかの特徴を明らかにした。中国の沿岸・海洋管理は本格的に始まって 20 年余りと先進国と比べると短い、沿岸・海洋における法整備や行政システムの再編の面などが多面的かつ急速に進んでいる。また、海域使用权であれ、海洋環境管理であれ、中国の沿岸・海洋管理は、中国の持続可能な発展という大目標の下で中国の国情に適應したものである。しかし、こうした中国独特の海域使用权の管理や行政システムの再編などの考え方やコンセプトは、日本の沿岸・海洋管理に対しても重要な示唆を与えるものである。

参考文献

- 1) United Nations: *Agenda 21*. 1992. Also available at <http://www.un.org/esa/sustdev/documents/agenda21/english/agenda21toc.htm>. Accessed on Feb. 28, 2006.
- 2) United Nations: *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*. 2002. Also available at http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_PlanImpl.pdf. Accessed on Feb. 28, 2006.
- 3) 李銀姫・姜小波：中国沿岸海域管理システムの特徴と課題—「中華人民共和国海域使用管理法」を中心に—。日本沿岸域学会論文集，16，pp. 49-59. 2004.
- 4) 中国自然資源叢書編纂委員会：中国自然資源叢書—海洋卷。中国環境科学出版社。1995。（中国語）。
- 5) 国家発展と改革委員会・国土資源部・国家海洋局：全国海洋経済発展計画綱要。2005。（中国語）
- 6) 国家海洋局：2005年中国海洋環境質量公報。2006. Also available at <http://www.soa.gov.cn/hygb/2005hyhj/index.html>. Accessed on Feb. 28, 2006.
- 7) 908専門弁公室：我国海洋総合調査与評価海岸帯調査。中国海洋報：海洋大観版。2005年8月2日。
- 8) 国家環境保護総局：渤海碧海行動計劃。2001. Also available at <http://www.zhb.gov.cn/eic/649364978884673536/index.shtml>（中国語）。Accessed on Feb. 28, 2006.
- 9) 国家環境保護総局：關於印發碧海行動計劃編制指南的通知。2002. Also available at <http://www.zhb.gov.cn/eic/649086806737813504/20030110/1036594.shtml>（中国語）。Accessed on Feb. 28, 2006.
- 10) 山東省人民政府：山東省海洋功能区劃。2004。（中国語）。
- 11) 山東省人民政府：山東省海岸帯総体規劃。2005。（中国語）。
- 12) 青島市人民政府：青島市海岸帯規劃管理規定。1995。（中国語）。
- 13) 国家海洋局：2005年海域使用管理公報。2006. Also available at <http://www.soa.gov.cn/hygb/2005haiyu/index.html>（中国語）。Accessed on Feb. 28, 2006.
- 14) 908専門弁公室：我国近海海洋総合調査与評価海岸帯調査。2005. Also available at <http://www.soa.gov.cn/908/>（中国語）。Accessed on Feb. 28, 2006.
- 15) 商思林：中国“海委会”の構想。商務週刊。2005年17号。（中国語）。
- 16) United Nations: *United Nations Convention on the Law of the Sea*. 1982. Also available at http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_overview_convention.htm. Accessed on Feb. 28, 2006.
- 17) UNESCAP: *What is good governance?* Also available at <http://www.unescap.org/huset/gg/governance.htm>. Accessed on March 24, 2006.
- 18) 王曙光：建立海域使用管理制度，推進海洋和海岸帯総合管理。2002年厦門海洋与海岸帯管理領導研討會論文集。厦門，中国。2002。（中国語）。